

上越市議会広報広聴委員会に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越市議会会議規則（昭和46年上越市議会規則第1号）第163条第4項の規定に基づき、広報広聴委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民との意見交換会の企画及び運営に関すること。
- (2) 市民との意見交換会及び議会報告会で聴取した意見等の整理に関すること。
- (3) 議会報の編集に関すること。
- (4) 議会のホームページに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選定されるまで在任する。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(部会の設置等)

第6条 委員会に広報部会及び広聴部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の所掌事務は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 広報部会 第2条第3号及び第4号に掲げる事務並びに同条第5号に掲げる事務のうち委員長が委員会に諮って指定する事務
 - (2) 広聴部会 第2条第1号及び第2号に掲げる事務並びに同条第5号に掲げる事務のうち委員長が委員会に諮って指定する事務

- 3 部会は、委員長が指名した副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 部に部会長及び副部会長1人を置く。
- 5 部会長は副委員長をもって充て、副部会長は部に属する委員の互選により定める。
(委員以外の者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会派に所属しない議員の会議への出席を求めて、発言させることができる。

(運営)

第8条 上越市議会会議規則及びこの規程に定めるもののほか、委員会の運営については、上越市議会委員会条例(昭和46年条例第81号)に定める常任委員会の運営の例による。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。